

ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドラインの策定について

背景

- 酸化チタン、リン酸肥料、耐火レンガなどの様々な産業の原材料となる自然の鉱石(チタン鉱石、リン鉱石、モナザイト等)が大量に利用されており、これらには放射性物質(ウラン、トリウム)が含まれています。
- さらに、放射性物質を含む自然の鉱石をもとに製造された製品(マイナスイオン製品(布団類、肌着、靴下、ブレスレットなど)、家庭用温泉器など)が、一般消費財としても多くの人々に利用されています。
- その結果、放射線利用施設で放射線作業を行う者でなくとも、日常生活において自然放射線^{※1}以外からの放射線によって、低線量ではありますが被ばくしている状況にあります。(高濃度のウラン又はトリウムを含む物質は、核原料物質として規制されています。)

※1 一般の人が自然界から受ける被ばく線量は、世界平均で年間2.4ミリシーベルトと評価されています。

自然の鉱石等の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減する措置が必要

「製造事業所における作業等者の無用な被ばくの低減化」、「一般消費財による利用者の無用な被ばくの低減化」を目的に、
ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドラインを策定

ガイドラインの概要

対象事業者の特定(各事業者が独自に判断)

- 製造事業に関する対象事業者
加工の際に使用する原材料の種類、ウラン又はトリウムの放射能の濃度の情報を基に特定
- 一般消費財に関する対象事業者(製造事業者又は輸入事業者)
製品に含まれる原材料の種類、ウラン又はトリウムの放射能の濃度及び数量の情報、製品の利用方法を基に特定

対象事象者の実施内容

・放射線量率の測定、被ばく線量評価、**年間1ミリシーベルト^{※2}を超える場合は被ばく低減化措置、情報提供等**

※2 人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを示す単位。年間1ミリシーベルトは、自然放射線からの被ばく線量である年間2.4ミリシーベルト(世界平均)の約半分に対応し、放射線利用施設からの一般公衆の被ばく限度に相当します。